

◎新潟県告示第307号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和48年新潟県告示第563号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
胎内川上流（胎内川頭首工から上流）	AA	ア	胎内川上流（胎内川頭首工から上流）	AA	ア
胎内川中流（胎内川頭首工から高野橋まで）	<u>AA</u>	ア	胎内川中流（胎内川頭首工から高野橋まで）	<u>A</u>	ア
胎内川下流（高野橋から下流）	<u>A</u>	ア	胎内川下流（高野橋から下流）	<u>B</u>	ア